

知っていますか？

違反！

積雪・凍結道路でのノーマルタイヤ走行

道路交通法第71条第6号には
都道府県公安委員会が定める運転者の遵守事項
を守らなければならないとされています。

広島県道路交通法施行細則第10条第2号

積雪又は凍結している道路において自動車（二輪のものを除く）を運転するときは、
駆動輪にタイヤチェーンを取り付け又は
全車輪にスタッドレスタイヤ若しくはスノ
ータイヤ（接地面の突出部が50%以上
摩耗していないものに限る）を装着する
等路面状況に応じ効果的な滑り止めの措
置を講じること。

**これを
怠ると！**

公安委員会遵守事項違反です。

(一社)広島県安全運転管理協議会

雪道の安全運転5つのポイント

① 速度は夏場より
10キロ以上の減速

② 車間距離は
路面乾燥時の2倍以上

③ 急加速・急ブレーキ・
急ハンドルは厳禁

④ 視界不良の時は
早めの徐行

⑤ 無理な追い越しは
やめよう！

スリップ事故
に注意



時速40km/hからの制動距離 ■ 圧雪路 ■ 氷盤路

